

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、国民年金の加入手続を昭和35年に行っており、申立期間当時は蓄えもあり生活は安定していたので、国民年金保険料を未納にする理由は見当たらない。

申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、昭和37年3月から国民年金に任意加入していることが確認できる上、申立期間前後の期間における国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が任意加入期間である申立期間の保険料を未納のままにするとは考え難く、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び49年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和49年7月から50年3月まで

昭和50年8月にA県B市からC市へ転入後、夫婦でC市役所に国民年金保険料の納付について相談したところ、夫は国民年金保険料の未納期間が長かったため納付しなかったが、私は国民年金保険料の未納期間が短かったので、後日、未納期間すべての保険料を納付した。

申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は通算12か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和50年8月にC市に転入した後、49年1月から50年3月までの国民年金保険料を一括で納付したと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間①及び②の間の49年4月から同年6月までの国民年金保険料が平成20年3月11日に、未納期間から納付済期間へと記録訂正されていることが確認でき、申立人が3か月分だけを納付して前後の12か月分を未納のままとしていたとするのは不自然である。

さらに、年度内で納付済期間と未納期間が混在する場合に保存されているはずの特殊台帳が存在せず、申立人に係る行政側の記録管理が適切に行なわれていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで
申立期間当時、夫はA農協に勤務しており、同農協がB市の指定金融機関であったことから、国民年金保険料を口座振替で納付していた。
申立期間については、国民年金保険料の免除申請を行った事実はなく、当時の保険料は高額ではなかったため未納にする理由はない。
申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間がなく、納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は昭和36年4月から国民年金に任意加入していることが確認でき、任意加入期間である申立期間が申請免除期間となっていることは不合理であり、行政側の記録管理が適切に行なわれていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間前後の期間における国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年9月まで

私は、昭和51年3月末に会社を退職し、A市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料及び国民健康保険料を納付した。

私は納付すべきものはきちんと納付する性格であり、国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、社会保険庁のオンライン記録から、昭和51年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行いながら申立期間の国民年金保険料を納付せず未納のままにするとは考え難く、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川厚生年金 事案102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年10月10日に訂正し、同年10月から48年1月までの標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月10日から48年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和46年10月10日に入社してから約16か月間の加入記録が無い旨の回答があった。

A社には入社してから昭和51年12月28日に退社するまで継続して勤務しており、勤め先を決めるに当たっては厚生年金保険をかけてくれる職場を選んでいた。

申立期間についても被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和46年10月の初旬に面接を受け、切りのよい10日（旧体育の日）から勤め始めた。」と主張しており、その証拠として「勤続5年表彰状」（昭和51年10月26日付け）の写しを提出しているところ、B協同組合から「勤続年数は、表彰する時点で年数を経過していればよい。当業界はそんなに広くないため、不正があれば指摘されるので5年間は勤務していたことは間違いない。」との証言を得ており、申立期間中の昭和47年2月に入社した同僚からは「（申立人は）既に販売員として勤務していた。」との証言を得ていることから、申立人の主張には信憑性^{しんぴようせい}があり、申立人がA社に46年10月10日から継続して勤務していたことを認めることができる。

また、連絡のとれた元同僚のうち6人からは、試用期間は無い旨の回答を

得ていること、及び元同僚の記憶している当時の従業員数（10人くらい）が、申立期間における被保険者数（10人～14人）とほぼ一致していることから、当時、A社では入社後すぐに従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和46年10月から48年1月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同期入社であり同じ職種の女性従業員の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は平成3年9月29日に全喪しており、元代表者は、当時の書類は破棄したため確認できないとしているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年10月から48年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から62年3月まで

昭和59年に、国民年金融資を利用して、自宅を新築することになり、私と夫の国民年金保険料に未納分があると融資を受けられなくなるため、それまでの未納分の保険料を一括してA農協の窓口で納付した。

また、昭和59年度以降の国民年金保険料は、夫の父親名義となっている同農協の組合員勘定により、一年ごとに家族分の保険料を自動引き落としで納付していた。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年ころ、国民年金融資を利用するため、当時、未納となっていた国民年金保険料を一括してA農協の窓口で支払ったと主張しているが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、同農協では過年度保険料を納付することはできなかったものと考えられることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、昭和59年度以降の国民年金保険料は、申立人の義父の名義となっているA農協の組合員勘定により、一年ごとに家族分の国民年金保険料を自動引き落としで納付していたと主張しているが、申立人の夫の納付記録を見ると、当該期間の保険料が未納となっている上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の義父は、既に亡くなっていることから、当時の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は87か月と比較的長期間であり、申立期間のすべての納付記録が欠落するとは考え難い上、申立人及び申立人の義父が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわ

せる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年3月まで
申立期間については、父親名義となっているA農協の組合員勘定により、一年ごとに家族分の国民年金保険料を自動引き落としで納付していた。
申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親名義となっているA農協の組合員勘定により、一年ごとに家族分の国民年金保険料を自動引き落としで納付していたと主張しているが、申立人の妻の納付記録を見ると、申立期間の保険料が未納となっている上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は、既に亡くなっていることから、当時の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は36か月と比較的長期間であり、申立期間のすべての納付記録が欠落するとは考え難い上、申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から52年3月まで
昭和47年11月に婚姻した際に、A市役所の職員から「国民年金と国民健康保険は一緒に加入しないといけない。」と言われたので、国民年金に加入した。
その後、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、夫婦二人分の保険料をB銀行の窓口で納付したと記憶しているが、納付金額については記憶していない。
申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和53年4月14日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は53か月と比較的長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、納付記録がすべて欠落するとは考え難い上、申立人が保険料を一緒に納付したとする申立人の夫についても、申立期間はすべて未納とされている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から52年3月まで

昭和47年2月にA市からB市に転入した際に、B市役所の職員から「国民年金と国民健康保険は一緒に加入しないといけない。」と言われたので、国民年金に加入した。

その後、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、夫婦二人分の保険料をC銀行の窓口で納付したと記憶しているが、納付金額については記憶していない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和53年4月14日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は62か月と比較的長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、納付記録がすべて欠落するとは考え難い上、申立人が保険料を一緒に納付したとする申立人の妻についても、申立期間はすべて未納とされている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から49年3月まで

昭和46年又は47年ころ、長女の養護学校への入学手続きに必要な障害認定申請を行うためA市役所に行ったところ、「国民年金保険料の未納期間がある者は、入学手続等の申請が困難である。」と言われた。

長女の将来を考え、父親から夫婦二人分で50,000円程度を借り、妻が国民年金保険料の未納額を^{たきゅう}遡及して納付した。

国民年金保険料の納付と同時に年金手帳を交付され、年金手帳は現在も保管しているので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年又は47年ころ、国民年金保険料の納付と同時に年金手帳を交付されたと主張しているが、申立人が所持している年金手帳は、49年から使用されていたオレンジ色の年金手帳である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和50年4月21日に夫婦同日付けで払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の父親から50,000円程度を借りて申立期間における夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該金額は特例納付による申立人一人分の保険料額にも満たない上、社会保険庁の特殊台帳により、申立人の妻の昭和36年4月から39年5月までの国民年金保険料が、50年9月から同年12月まで4回に渡って特例納付により納付されていることが確認できることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から48年3月まで

昭和46年又は47年ころ、長女の養護学校への入学手続に必要な障害認定申請を行うためA市役所に行ったところ、「国民年金保険料の未納期間がある者は、入学手続等の申請が困難である。」と言われた。

長女の将来を考え、夫の父親から夫婦二人分で50,000円程度を借り、私が国民年金保険料の未納額を遡^{たきゅう}及して納付した。

国民年金保険料の納付と同時に年金手帳を交付され、年金手帳は現在も保管しているので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年又は47年ころ、国民年金保険料の納付と同時に年金手帳を交付されたと主張しているが、申立人が所持している年金手帳は、49年から使用されていたオレンジ色の年金手帳である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和50年4月21日に夫婦同日付けで払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の夫の父親から50,000円程度を借りて申立期間における夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該金額は特例納付による申立人の夫の一人分の保険料額にも満たない上、社会保険庁の特殊台帳により、申立人の昭和36年4月から39年5月までの国民年金保険料が、50年9月から同年12月まで4回に渡って特例納付により納付されていることが確認できることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

なお、昭和36年4月から39年5月までの特例納付による国民年金保険料額

は 34,200 円であり、これに申立人の昭和 48 年度及び 49 年度の保険料額 (19,050 円) を合わせると 53,250 円となることから、これを申立期間の保険料を遡及して納付したものと記憶違いをしている可能性が考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案103

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月から26年3月まで
② 昭和26年4月から27年4月まで
③ 昭和27年5月から同年11月まで
④ 昭和28年5月から同年11月まで
⑤ 昭和29年4月から同年11月まで
⑥ 昭和29年11月から31年5月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したが、A社（①の申立期間）、B社（②の申立期間）、C社（③の申立期間）、D社（④の申立期間）、E社（⑤の申立期間）及びF社（⑥の申立期間）に勤務していた期間の加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、これらの事業所で働いていたことは確かであり、これらの申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の申立期間において申立人はA社に勤務していたとしている。同社については社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁が管理するオンライン記録において同事業所名で確認を行ったものの、適用事業所としての記録は無く、当時の事業主は「厚生年金保険に加入していなかった。給与から厚生年金保険料を控除していない。」と証言している。また、同社における当時の人事記録等の資料も無く同僚も特定できないことから、申立人の勤務期間、勤務状況について確認することができなかった。

②の申立期間において申立人はB社に勤務したとしている。社会保険事務所が保管する適用事業所名簿から同社が厚生年金保険に加入したのは昭和36

年5月1日であることが確認できるところ、事業主も「社会保険の適用は36年5月1日である。」と証言している。また、同社における当時の人事記録等の資料も無く同僚も特定できないことから、申立人の勤務期間、勤務状況について確認することができなかった。

③の申立期間について、同僚の証言から申立人がC社に勤務していたことが推認できる。しかしながら、同僚の証言からも勤務期間が特定できず、また、昭和26年から31年までに同社において厚生年金保険の資格を取得した従業員について、入社日と資格取得日を比べると16人中12人が入社後7か月間以上（最長1年半以上）の期間があることが確認できることから、同社においては入社後一定期間、社会保険に加入しない取扱いがあったことがうかがえ、申立人の勤務期間が7か月間であることを踏まえると、厚生年金保険には加入しない取扱いの期間であったと考えられる。

同社における当時の人事記録等の資料も無く、このほかに厚生年金保険料を給与から控除されていたことについて、同僚等から供述を得ることはできなかった。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

④の申立期間について、同僚の証言から申立人がD社に勤務していたことが推認できる。しかしながら、同僚は「厚生年金保険の加入の無い働き方だった。」と証言しているところ、同社において同氏の厚生年金保険の加入記録は無いことから、同社においては厚生年金保険に加入しない取扱いであったと考えられる。

同社における当時の人事記録等の資料も無く、このほかに厚生年金保険料を給与から控除されていたことについて、同僚等から供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

⑤の申立期間について、同僚の妻の証言から申立人がE社に勤務していたことがうかがえる。同社においては複数の元従業員が「従業員の入れ替わりが激しく、毎年10人以上が入社、退社していた。」と証言しており、「入社後しばらくしてから社会保険に加入させていたようだ。」との証言もあることから、同社においては入社後一定期間、社会保険に加入しない取扱いであったことがうかがえる。

また、申立人が勤務状況等について、連絡を取ることができた元従業員11人から情報を得ることができなかった上、申立人が記憶している同僚2人についても厚生年金保険の加入記録が無い。同社における当時の人事記録等の

資料も無く、このほかに厚生年金保険料を給与から控除されていたことについて、同僚等から供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

⑥の申立期間について、申立人はF社に勤務していたとしている。会社については社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁が管理するオンライン記録において同事業所名で確認を行ったものの、適用事業所としての記録が無い。また、当時の事業主は居所不明であり、会社における当時の人事記録等の資料も無く同僚も特定できないことから、申立人の勤務期間、勤務状況について確認することができなかった。

このほか、申立人が①から⑥までの申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年6月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社で勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答があった。

A社では、主に運転手として勤務し、冬期間は貨物自動車の車検整備、ブロック成型器の整備、ボイラーの整備、原材料の搬入堆積、除雪等の業務に当たっていた。

A社の担当者には、前に勤務していた会社から渡された厚生年金保険被保険者証を渡したことを記憶しており、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた社長及び同僚に厚生年金保険の加入記録が存在すること、及び申立人の業務に係る具体的な供述内容から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、連絡の取れた元従業員2人は申立人を記憶しておらず、また、申立人が記憶していた同僚5人は申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていない。申立人に係る人事記録等の資料も無いことから、申立人の実際の勤務期間及び勤務形態について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間当時の従業員数は10人程度であると述べているところ、申立期間における厚生年金保険の被保険者数は、当該社長を含め2～4人であることが確認できることから、申立期間において厚生年金保険に加入しないまま勤務していた従業員が複数存在したものと推認される。

さらに、A社は昭和44年4月1日に全喪し事業主（社長）も既に死亡して

いることから、申立てに係る証言等を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月1日から36年12月25日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社で勤務していた期間のうち約2年間分の加入記録が無い旨の回答があった。

加入記録の無い期間においても常勤で勤務しており、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

上司及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてもA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社が保管している社員台帳に申立人の名前は無い。また、申立人が記憶していた同僚のうち、申立人の勤務期間において厚生年金保険の加入記録が無い者は「当時は下請けだったので、厚生年金保険の加入は無い。」と証言しており、他の同僚からは「申立人は季節作業員であった。」との証言があり、申立期間当時の申立人の雇用形態は「社員」ではなかったものと推認される。

また、申立人は、昭和34年6月1日から35年1月1日の期間についての厚生年金保険の加入記録はあるものの、その後約2年間の勤務期間についても被保険者であったと主張しているところ、当時事務を担当していた者2人は「厚生年金保険に加入していたのは、社員と、現場代理人が社員候補として推薦した者のみであり、社員になっていない者については、毎年推薦が必要であった。班長や作業員などは、基本的に雇用保険と健康保険だけであった。」と証言している。また、当時現場代理人であった申立人の上司は「申立人を推薦して厚生年金保険に加入させた。社員になったと思っていたので、毎

年加入の推薦を行ったわけではない。」と証言していることから、申立人は、昭和34年6月1日から35年1月1日の期間については、当該上司の推薦により厚生年金保険に加入していたものの、その後の勤務期間においては社員となっておらず、現場代理人の推薦もなかったことから厚生年金保険に加入しない取扱いとされていたものと推認される。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案106

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年から18年ころまで
: ② 昭和21年6月ころから22年5月ころまで
: ③ 昭和26年から28年ころまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社（①の申立期間）、B社（②の申立期間）及びC社（③の申立期間）で勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答があったが、これらの期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の申立期間について、樺太にあったA社については、申立人が「本社はD市にあったと記憶している。」と供述しているところ、「北海道樺太人名録」によれば、A社の所在地は「D市」、支店についてはD支店、E支店、F支店及びG支店が存在していたことから、同社は樺太の現地法人会社であったことが確認できる。

当時、樺太にあった現地法人の取扱いについては、「樺太に施行すべき法令に関する法律（明治40年法律第25号）」及び「樺太内地行政一元化ニ伴フ樺太ニ於ケル命令適用ノ特例ニ関スル件（昭和18年勅令241号）」において適用される法律が定められていたところ、これら法令においては、別途、勅令により定めるとされていたが、厚生年金保険法を樺太に適用する勅令は発せられていない。このため、樺太の現地法人については、厚生年金保険法の適用はなかった。

②の申立期間について、B社は社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において同事業所名で確認を行ったものの、

適用事業所としての記録が無い。また、当該事業所の商業登記簿謄本も無く、申立人が記憶していた事業主とされる人物も居所不明であることから、同事業所の状況や申立人の勤務状況等については確認ができなかった。

③の申立期間について、社会保険事務所の記録によれば、C社が厚生年金保険に加入したのは昭和32年10月1日であり、申立期間においては適用事業所となっていなかったことが確認できる。一方、C社において昭和20年代から30年代に勤務し、新規適用日から厚生年金保険の加入記録のある元職員5人のうち1人から「事業所が厚生年金保険に加入する前の期間においては給与から厚生年金保険料を控除されていない。」と証言があり、他の4人からは「給与から厚生年金保険料を控除されていたかについての記憶が無い。」と証言を得ている。

このほか、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月29日から34年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社で勤務していた期間の一部の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和28年ころからA社の下請けとして働き、32年からは正社員として勤務し、50年に退職するまでの間は雇用形態にも変更が無かったので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立内容から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当時の事務を担当していた者2人は「班長や作業員は社員ではない。社員と、現場代理人の推薦のあった者であれば厚生年金保険に加入していたが、それ以外の者は健康保険と雇用保険のみの加入であった。雇用保険も年金もとても大事なので、加入すべき人を間違えないよう何度も確認していた。」と証言しており、申立期間当時、A社では、社員と、現場代理人が推薦した従業員のみを厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと考えられるところ、同僚から「当時、申立人は班長（下請け）であった。」との証言を得ており、社会保険事務所の記録によれば、申立人には、昭和34年からは通年の加入記録（34年7月1日取得～50年6月20日喪失）が存在していることを踏まえれば、申立人は、28年ころからA社の下請けとして働き、その後、34年7月に同社の「社員」となったものと推認される。

一方、申立人については昭和32年5月7日（取得）から同年10月29日（喪失）までの加入記録が存在しているところ、申立期間当時のA社における資

格取得者数をみると、昭和30年度の資格取得者はおらず、31年度は2人、33年度は6人、34年度は13人であり、この資格取得者（21人）のうち加入期間が1年未満（春に資格を取得し、秋に資格を喪失）の者は8人だけである一方、32年度の資格取得者は180人となっており、そのうち179人の加入期間が1年未満であることが確認できることから、A社では32年度だけは、他の年度における取扱いと異なる取扱いがなされており、「社員」（通年雇用者）以外の季節作業員についても厚生年金保険に加入させていたものと推認される。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案108

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月1日から35年7月30日まで
② 昭和35年7月31日から36年2月28日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）で勤務していた期間について加入記録が無いとの回答を得たが、これらの事業所では、給与から保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の申立期間について、A社の当時の事業主夫婦からは、「期間の確認はできないが、申立人は店員として勤務していたと思う。」との証言を得たことから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、A社の厚生年金保険の新規適用日は昭和41年12月1日であり、申立期間において適用事業所となっていなかったことが確認できる。

また、事業主夫婦からは「社会保険適用以前から、保険料を控除することはあり得ない。」との証言を得ているところ、社会保険庁の記録から、新規適用日において厚生年金保険の被保険者となっている5人のうち、当時20歳前の2人を除いた事業主夫婦及び従業員1人については、新規適用日より前の期間においては、国民年金の被保険者であることが確認できる。

このほか、申立人が①の申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

②の申立期間について、B社の当時の従業員からは「申立人のことは知っており、自分も（申立人と同様に）修理・塗装・車検などの仕事に従事していた。」との証言を得たことから、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は「入社当時の従業員が6人いた。」と述べており、また、同僚は「当時の従業員数は10人くらいだったと記憶している。」と述べているところ、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和35年7月のB社における被保険者数は4人である上、申立人が名前を記憶していた同僚2人の加入記録は無いことから、当時、厚生年金保険に加入しないまま勤務していた従業員が複数存在していたことが推認できる。

また、B社における申立期間前後の厚生年金保険の資格取得の状況を見ると、整理番号1（昭和30年7月1日資格取得）から整理番号27（36年3月5日資格取得）までに欠番は見当たらず、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人が②の申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案109

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から同年11月30日
② 昭和33年4月1日から同年11月30日
③ 昭和34年4月1日から同年11月30日
④ 昭和35年4月1日から同年9月30日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したが、A社で勤務していた期間の加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、申立期間においてA社で働いていたことは確かであり、一緒に働いていた同僚の名前も記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立内容から、申立人がA社で季節作業員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社で当時、季節作業員に係る事務手を担当していた元職員2人からは、「春から秋までの働き方の人（季節作業員）は、厚生年金保険には加入していない。」との証言を得ているところ、連絡の取れたA社の元職員からは、「職員になる前は短期（季節作業員）で繰り返し勤務しており、短期のころは健康保険も厚生年金保険も加入していなかった。」との回答を得た上、申立人が一緒に働いていた同僚として名前を挙げた3人には、A社における厚生年金保険の加入記録が無いことから、申立期間当時、A社では、季節作業員について厚生年金保険に加入させない取扱いとしていたものと推認される。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間（昭和32年から35年まで）における整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。